NEWS RELEASE

国土交通省 神戸運輸監理部

平成３０年３月９日　資料配布

兵庫陸運部　監査部門

路線バス事業者に対する文書警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

１．事業者名等

事業者名：全但バス株式会社（法人番号4140001046537）

代表者名：桐山徹郎

事業者住所：兵庫県養父市八鹿町八鹿１１３番地１号

営業所名：城崎営業所（兵庫県豊岡市城崎町湯島７０番地）

２．詳細

〇監査の実施日　平成３０年２月１３日

〇監査の端緒

平成３０年２月５日（月）１２時５０分頃、日和山豊岡病院線（１２時３３分発）で運行中の車両が元薬師停留所に到着したが、後輪が積雪にはまって出発できなくなってしまった。当該車両を運転していた乗務員が１３時２０分頃、城崎営業所に連絡して救援を要請し、他の乗務員が救援に向かった。その後、車両は自力で積雪を抜け出して運行を再開することができたため、当該乗務員は、救援に向かっている乗務員に断りの連絡を行うために、運転中の１３時３０分頃、乗客２名が乗車していたにもかかわらず、携帯電話を使用して通話を行った。

同日営業所に匿名での申告があり、その後事業者が内部調査したところ事実が判明したため、同月６日に神戸運輸監理部兵庫陸運部へ事実関係の報告があり、同報告を受けて監査を実施。

〇行政処分等

平成３０年３月９日付け、神戸運輸監理部長名による警告

〈違反の概要及び違反条項〉

・運転者に対する指導監督が一部不適切であった。

（道路運送法第２７条第３項）（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

（平成１３年国土交通省告示第１６７６号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」）

国土交通省告示に定める内容・配慮すべき事項のうち、「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」「運転者の理解を深める指導及び監督の実施」等を十分に実施していなかった。

配布先
神戸海運記者クラブ 兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部　兵庫陸運部　監査部門 担当：喜多、江美 （電話）０７８－４５３－１１０５